大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱　【新旧対照表】

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱（目的）第１条　（略）（補助事業等）第２条　（略）　（１）（略）　（２）（略）　（３）（略）　（４）（略）　（５）令和２年７月豪雨に起因する事情により、収入が著しく減少した場合（当該年の収入が前年の収入の２分の１以下に減少する場合その他別に定める基準に該当する場合に限る。）２　（略）３　（略）４　（略）（授業料減免の申請）第３条　（略）２　（略）　（１）（略）　（２）（略）　（３）（略）　（４）（略）　（５）前条第１項第５号に該当する者　教育長が別に定める書類第４条以下　（略）附　則　（略）附　則　（略）附　則　（略）　　　附　則　（略）　　　附　則　（略）　　　附　則　（略）　　　附　則　１　この要綱は、令和２年８月７日から施行し、令和２年度の事業から適用する。２　この要綱のうち、第２条第１項第５号の規定は、令和３年３月31日限り、その効力を失う。様式第１号様式第２号 | 大阪府私立高等学校等授業料減免事業補助金交付要綱（目的）第１条　（略）（補助事業等）第２条　（略）　（１）（略）　（２）（略）　（３）（略）　（４）（略）　（新規）２　（略）３　（略）４　（略）（授業料減免の申請）第３条　（略）２　（略）　（１）（略）　（２）（略）　（３）（略）　（４）（略）　（新規）第４条以下　（略）附　則　（略）附　則　（略）附　則　（略）　　　附　則　（略）　　　附　則　（略）　　　附　則　（略）（新規）様式第１号様式第２号 |
| 様式第３号様式第４号 | 様式第３号様式第４号（新規） |